

【令和８年第１回定例会 総務委員会委員長報告資料】

令和８年３月１８日 総務委員長 春 孝明

○「議案第２号 川崎市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 公示送達における過去の事例について

本市において、不利益処分の名宛人の所在が不明である場合に、当該不利益処分に係る聴聞の通知を目的とした公示を行った事例はない。

《意見》

* 公示送達において、インターネット上に氏名等の個人情報を掲載することはプライバシー保護の観点上、適切な手法ではなく、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第３号 川崎市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第４号 川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 公示送達の手法について

本議案に係る通知は川崎市公報にて行うとされており、本市のホームページ上に掲載することとなる。

《意見》

* 議案第２号と同様、公示送達においてインターネット上に氏名等の個人情報を掲載することはプライバシー保護の観点上、適切な手法ではなく、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第６号 川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 公示送達の概要について

納税者等の相手先の住所が不明な場合等において、所定の公示手続を行った上で一定期間が経過した後、書類の送達が行われたとみなす制度である。

* 過去に公示送達を行った事例について

納税者が引っ越し後に転居届を提出しておらず、書類が返送された際や、海外に出国した際等に公示送達を行った事例がある。

* インターネットに公表する情報の種別について

国の法改正に伴い、地方税法では、地方税に関する公示送達において、書類

を特定するための情報、送達する納税者の氏名及び地方団体の長が書類を保管し、常時交付可能である旨の情報の３点が、インターネットに公表する情報として定められている。

《意見》

- * 公示送達ではなく、行政は対象者に対して個別に書類を送達すべきであり、インターネット上に氏名等の個人情報を掲載することはプライバシー保護の観点上、適切な手法ではないと考えていることから、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第２２号 川崎市基本構想の改定について」

○「議案第２３号 川崎市基本計画の改定について」

《一括審査の理由》

いずれも総合計画に関する内容であるため、２件を一括して審査

《主な質疑・答弁等》

- * 本市と国立社会保障・人口問題研究所の人口推計値に差異が生じている理由について

本市は実態に即した人口推計の測定を目的とし、人口問題研究所とは異なる手法で統計調査を行っている。

- * 本市が統計を取った人口推計値の正確性について

本市が算出した人口推計値と人口問題研究所の推計値を実績値と比較した結果、同程度の差であったことから、一定の正確性は担保されていると認識している。

- * 本市独自の人口推計における出生率の見込みについて

市内における出生率は減少傾向にあるが、子育て施策等により出生率の減少傾向が一定程度緩和される可能性があることから、将来的な出生率は現状値のまま推移すると想定した上で推計している。また、社会情勢及び子どもの人口の増加状況等を見定めながら、今後の出生率の推計値については、状況に応じて検討する予定である。

- * ふるさと納税及び少子化の課題に対する取組の位置付けについて

ふるさと納税による市税の流出対策については、総合計画において定める体系外である財政状況に関わる内容のため、「今後の財政運営の基本的な考え方」等の他の計画において位置付けた上で対策を講じるものと認識している。

少子化の取組については、昨今の人口動態を踏まえ、基本構想・基本計画に基づく実施計画において少子高齢化・人口減少対策を重点課題に位置付けている。少子化対策は子育てや住宅等、関係する分野が多岐にわたることから、各取組を一体的に推進する必要があると認識している。

- * ３月１２日の総務委員会における審議内容の把握について

委員会のインターネット中継を視聴していないため、詳細な審議内容等は把握していない。

*** 部局横断的な行政計画の進め方について**

総合計画の進捗管理等を統括する企画調整課が主導の下で、各事業に係る成果等を確認・評価し、相関関係にある複数の行政計画の整合性を図りながら、市全体として行政計画を進めるものである。

*** 成果指標の更なる精査に向けた取組について**

的確な成果指標の設定は課題として認識しており、市民への説明責任等の必要性から、今後の各事務事業の進捗状況を確認し、成果指標をより一層精査していきたい。

*** 公共施設の最適化に係る取組状況について**

公共施設を統廃合することは目的ではなく手段であるため、目指すべき姿を見据えつつ、関連する事務事業との整合等を図り、総合計画を推進していきたい。

*** 川崎市多文化共生社会推進指針における外国人の地方参政権に係る文言が残されている理由について**

同指針は市民文化局の所管であり、総務企画局では把握していない。

*** 同指針における外国人の地方参政権に係る文言の修正に関する庁内の検討経過について**

基本構想及び基本計画において地方参政権について記載していないため、構想及び計画の検討段階の中では、同指針の地方参政権に係る文言を修正する必要性について議論していないと認識している。また、同指針を所管する市民文化局における地方参政権に係る文言の修正に係る現在の検討状況については把握していない。

*** 同指針における外国人の地方参政権の文言に係る修正の必要性について**

地方参政権については国の立法政策によって在り方を検討すべきと認識しており、国の動向を注視しながら庁内で慎重に議論したい。

《意見》

*** 本市独自の人口推計値と比較して、人口問題研究所の推計値が正確であると認識しているため、人口推計を改めて試算してほしい。**

*** 外国人の地方参政権に関する議論を深めた上で、川崎市多文化共生社会推進指針において地方参政権に係る文言の在り方を改めて検討してほしい。**

*** 外国人の地方参政権を積極的に推進すると類推し得る文言を市の行政文書に記載することは適切でなく、本市が独自に示している地方参政権に関する見解を改める必要があることから、議案第23号に対して附帯決議を付すべきである。**

*** 外国人の地方参政権については慎重に議論すべきと認識しており、川崎市多文化共生社会推進指針における地方参政権に係る文言は、地方参政権を積極的に推進するという誤解を招きかねない表現であることを懸念しているため、議案第23号に対して附帯決議を付すことに賛成するものである。**

*** 外国人の地方参政権については本市の課題として認識しており、議会改革検討委員会等の会議体において議論を行うことは重要であると考えている一方で、川崎市多文化共生社会推進指針は基本計画における基本政策5に包含されないという**

市の見解を踏まえ、議案第２３号に対する附帯決議案には賛成できない。

* 基本計画上、外国人の地方参政権に関する内容が明記されていないことから、議案第２３号に対する附帯決議案には賛成できない。

* 基本構想及び基本計画の改定において、本市独自の人口推計値の正確性、公共施設の統廃合等に係る資産マネジメントの在り方及び財政状況の見通しの３点において課題があると認識していることから、これらの議案には賛成できない。加えて、外国人の地方参政権については賛同の立場であり、また、これらの議案に賛成できないことから、議案第２３号に対する附帯決議案にも賛成できない。

《議案第２２号の審査結果》

賛成多数原案可決

《議案第２３号の審査結果》

賛成多数原案可決

《議案第２３号に対する附帯決議案の取り扱い》

委員から本議案に対して附帯決議案を付すべきとの意見があり、附帯決議案が提出された。議案可決後に採決した結果、賛成少数により否決された。

○「議案第２４号 包括外部監査契約の締結について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第２５号 川崎市固定資産評価審査委員会委員の選任について」

《審査結果》

全会一致同意

○「議案第２８号 労働会館改修工事請負契約の変更について」

○「議案第２９号 労働会館改修電気設備工事請負契約の変更について」

○「議案第３０号 労働会館改修空気調和設備その他工事請負契約の変更について」

《一括審査の理由》

いずれも労働会館改修工事に係る請負契約の変更に関する内容であるため、３件を一括して審査

《主な質疑・答弁等》

* 工期延長に伴い新たに発生した共通費の内訳について

電気設備工事費の内訳は、人件費が約１億１，０００万円、仮設事務所の設置期間延長に伴う費用が約２，０００万円、一般管理費及び安全対策費等が約５，０００万円、設計の見直し等に係る費用が約８，０００万円、現場管理費が約１，０００万円である。

建築工事費及び空気調和設備工事費については、内訳が分かる資料を手元に準備していない。

* 工事の進捗状況及び工期延長の可能性について

本年１月から５階の機械設備及び配管設備の工事に着手し、現在おおむね完

了したところであり、建築工事による内装工事に着手している。また、本年3月からは4階の設備工事に着手している。

各工程は順調に進捗しており、工期内に完成予定である。

*** 本議案に関する議会対応の在り方について**

本議案に関し、議案資料の説明が不十分であったと認識していることから、今後、議案資料作成時は十分に内容を精査した上で議会へ提供したいと考えている。

《意見》

*** 工期延長及び工事費の増額が生じないように、適正な事業執行に努めてほしい。**

*** 本議案に関する議会への説明が不十分であったため、所管局間で連携し、十分に準備を整えた上で議会対応に取り組んでほしい。**

《議案第28号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第29号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第30号の審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第42号 訴えの提起について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第65号 令和7年度川崎市一般会計補正予算」

《主な質疑・答弁等》

*** 既設住宅改善事業費の財源について**

当該事業費は、国の補正予算を活用し、3億4,000万円の国庫補助事業として執行するものである。

*** 既設住宅改善事業費の執行見込額について**

既設住宅改善事業に必要な経費に対し、当該事業費に係る補助金額が少額であることから、全額執行する見込みである。

*** 児童生徒急増対策事業の進捗状況について**

当該事業は鷺沼小学校及び登戸小学校において給食室を整備するものである。学校給食の提供に支障が出ないように、夏季休業等の期間中に工事を行う予定である。

*** 港湾工事負担金の概要について**

国の補正予算を活用し、臨港道路東扇島水江町線の整備に係る工事を行うものである。

*** 等々力緑地再編整備推進事業費の概要について**

国の補正予算を活用し、令和8年度末の完成に向け、等々力緑地内の新陸上競技場をヘリポートとして利用可能とするため、国庫補助を受けて整備するも

のである。

《意見》

- * 臨港道路東扇島水江町線整備事業及び等々力緑地再編整備事業に対して反対の立場であるが、他の事業において必要な補正予算が含まれていることから、本議案には賛成である。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第 66 号 令和 7 年度川崎市卸売市場事業特別会計補正予算」

《主な質疑・答弁等》

- * 卸売市場事業特別会計における予算及び決算の適正化に向けた検討について

特別会計の決算上、収支は均衡しているが、一般会計からの繰入金を毎年度計上していることから、予算要求額の妥当性を含め、繰入金の縮減に向けて精査したい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第 70 号 令和 7 年度川崎市一般会計補正予算についての市長の専決処分の承認について」

《主な質疑・答弁等》

- * 選挙費用の総額について

選挙事務の執行に支障を来すことがないように、予備費及び補正予算を財源として約 6 億円の予算を計上した。

- * 選挙費用の総額が確定する時期について

当該選挙費用については、国による調査後に確定することから、年度内又は来年度初頭に確定する見込みである。

《審査結果》

全会一致承認